

広島県告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によつて、認定を取り消した。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県安芸郡熊野町貴船一二〇番一、一二〇番二、一二〇番三、一二〇番四、一二〇番

五

二 認定を取り消した年月日及び番号

令和二年十月七日 第R二認消通知広島建指四十五号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県広島市中区基町一〇番五二号

広島県知事 湯崎 英彦